



Design Guideline of Signs in Suita

吹田市屋外広告物ガイドライン

地形を活かした「潤いのある景観」をまもり、はぐくむ



水と緑



市民がまちを住みこなすことによる「生きる景観」をまもり、はぐくむ





品格



歴史

「調和と個性のある景観」をつくり、はぐくむ



調和
個性



目次

第1章 屋外広告物ガイドラインについて

(1) 屋外広告物ガイドラインの策定にあたって	2
(2) 屋外広告物による景観の考え方	4
(3) ガイドラインで対象となる屋外広告物について	6
(4) ガイドラインの使い方	7

第2章 共通の配慮事項

(1) 周辺への配慮	8
(2) 最小限の大きさ	8
(3) 建築物や場所との一体性	10
(4) 維持管理	12
(5) 最小限の数や集合化	13
(6) 形態・意匠	14
(7) 色彩	15
(8) 夜間照明	16

第3章 種類別の配慮事項

(1) 壁面広告物	18
(2) 地上設置型広告物	19
(3) 屋上広告物	20
(4) 突出広告物	21
(5) 窓面を利用した広告物	22
(6) 広告幕（懸垂幕）	23
(7) 広告旗（のぼり旗・バナー広告等）	23
(8) 立看板	24
(9) 日よけ	24
(10) はり紙・はり札	24
(11) 自動販売機等	25
(12) 車体利用広告物	25
(13) 新たな広告物への対応（表示可変式等）	26

第4章 まちなみ別の配慮事項

(1) まちなみ別等の地区区分について	27
(2) 土地利用の特性に応じた配慮事項	28
①住宅地区	
①-1 住宅地区（低層住宅地）	28
①-2 住宅地区（中高層住宅地）	29
②工場地区	30
③商業地区	
③-1 商業地区（駅前周辺）	31
③-2 商業地区（商店街）	32
③-3 商業地区（近隣センター）	33
③-4 商業地区（幹線道路沿い）	34
④幹線沿道・鉄道沿線地区	35
⑤歴史的地区	36
⑥文化学術地区	37
⑦緑・水辺地区	38

第5章 特定地区の配慮事項

万博公園周辺地区	39
----------	----

参考資料

(1) 屋外広告物許可申請の手続き等	40
(2) 屋外広告物に関するデザインの基礎知識	42
(3) 用語集	45

吹田市屋外広告物ガイドラインの構成



第 1 章 屋外広告物ガイドラインについて

(1) 屋外広告物ガイドラインの策定にあたって

ガイドラインの目的

屋外広告物は身近な情報手段として広く親しまれ、地域経済の活性化とまちの賑わいを演出するための大切な役割を担っています。屋外広告物は基本的に設置者の創意工夫により自由につくられるものですが、不特定多数の人々を対象として公共空間に向かって表現されるため、まちの景観を形成する大切な要素として、一定の公共性と社会的な役割が求められています。

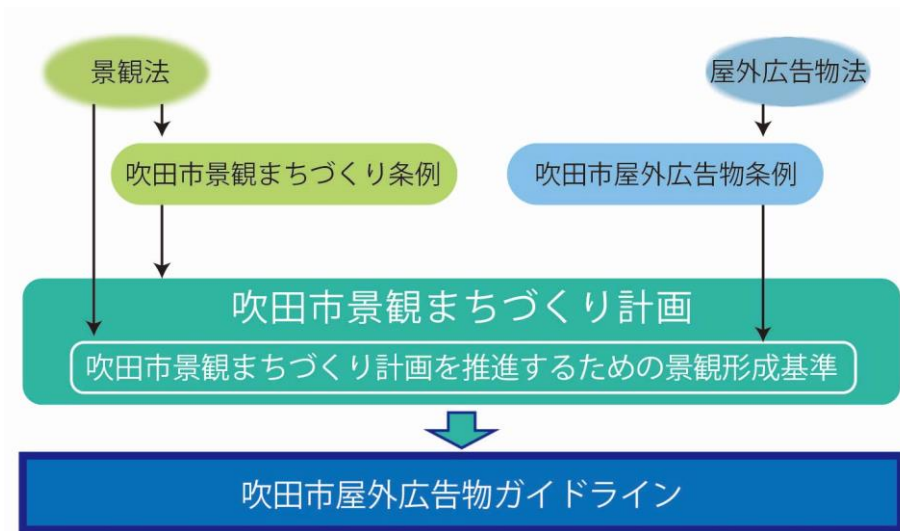
本市では、大阪府から権限移譲を受け、令和 2 年 4 月 1 日に「吹田市屋外広告物条例」を施行し、土地利用特性等の実情に応じた規制・誘導を行っています。本市は、千里ニュータウンなどがある住宅都市でありながら、江坂駅前の商業・業務施設が集積する商業地、神崎川沿いの工業地、大学などの学術・研究施設がある複合型都市といえます。また内本町・南高浜町のような歴史的なまちなみが残る地域、千里丘陵や万博記念公園のような緑豊かな地域など、地域ごとに異なる特色をあわせもっています。この吹田らしい景観に調和したまちなみをつくっていくためには、法や条例では規制が難しいまちなみごとの屋外広告物の大きさ、色、素材等のあり方を示していくことが必要となります。

そこで、本市では、屋外広告物による景観を考えてもらうために「吹田市屋外広告物ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定しました。このガイドラインは、法や条例等を遵守することはもとより、地域の景観特性の理解と調和や周辺環境への配慮に努め、より良いまちづくりの基となることを目的としています。

吹田らしい景観がより美しく映えるよう、市民をはじめ、広告主・広告に関係する皆様にこのガイドラインを活用していただきたいと思います。

ガイドラインの役割と位置づけ

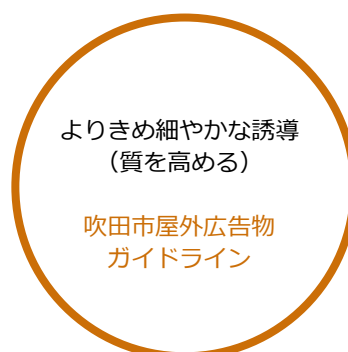
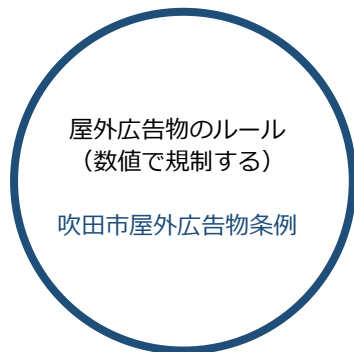
- ・本ガイドラインは、吹田市景観まちづくり計画に基づき、地域にふさわしい屋外広告物景観の形成のため、市民や事業者のみなさまに活用いただくために策定しました。
- ・屋外広告物の共通の配慮事項と種類別の配慮事項に加えて、まちなみ別の配慮事項を設けています。屋外広告物単体だけではなく、建築物やまちなみ、周辺景観への配慮等を示しています。



条例を確認した後、
ガイドラインをご覧ください。

規制

誘導

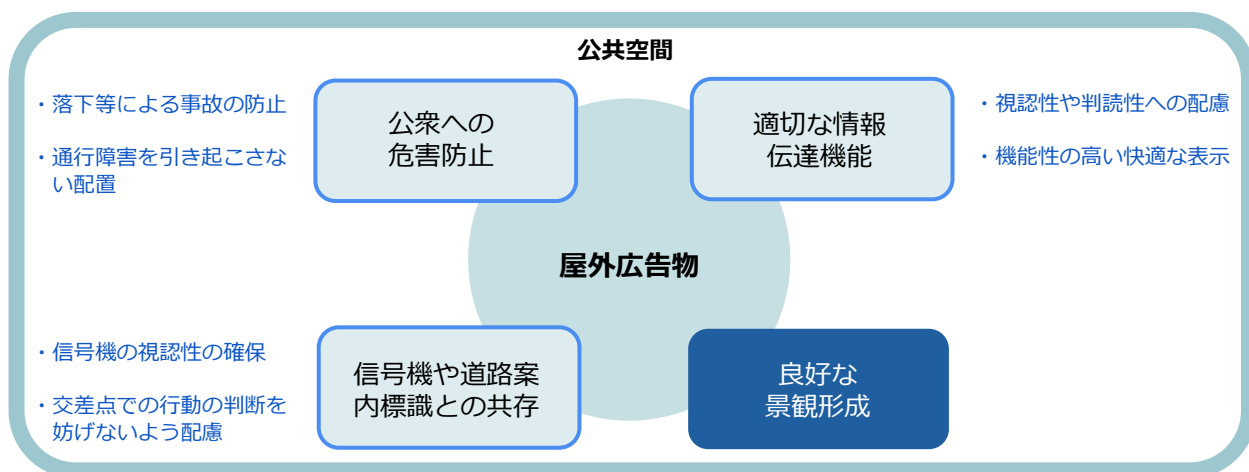


(2) 屋外広告物による景観の考え方

公共空間における屋外広告物

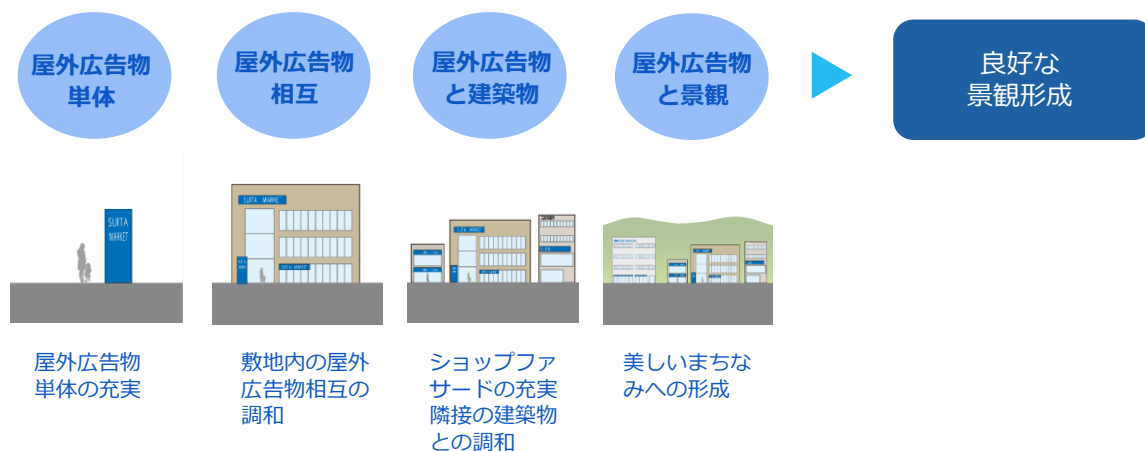
屋外広告物は、多くの人々に必要な情報を提供するために大変有効な存在です。また、テレビや新聞などの広告と違い、まちを歩いていれば自然と目に入るもので、その情報を必要としない人の目にも入ってしまう公共性の高いものです。

そのため、公共空間に屋外広告物を表示・設置する上で、大きく以下の4つの一般的事項について、注意が必要です。



屋外広告物に求められる良好な景観形成の視点

良好な景観形成を図るためには、周辺景観や沿道のまちなみ景観、建築物や他の広告物など、すべての屋外広告物を取り巻く景観要素との関係性を考えながら総合的に取り組む必要があります。



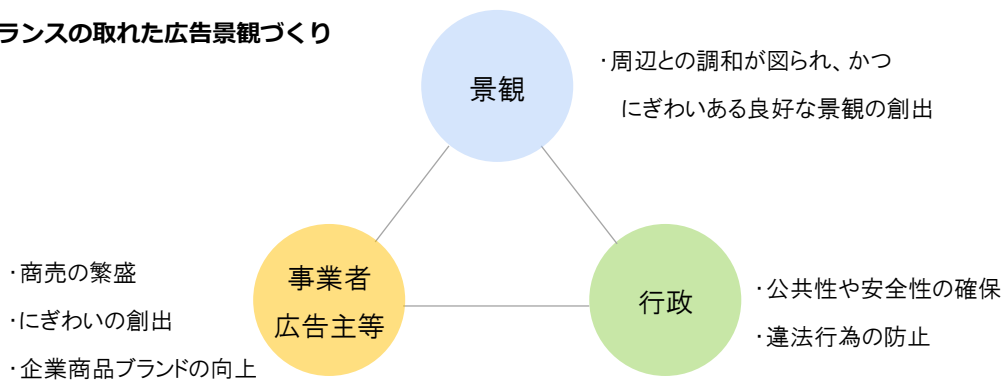
屋外広告物に関わる人と相互の関係

屋外広告物は、新聞やテレビ、雑誌等の広告媒体と異なり、一定の公共性を有するものです。そのため、行政の立場からは「規制対象」として、掲出の際の安全性などだけでなく、掲出場所やその方法・面積等についてもルールを設けて、規制・誘導を図っています。

一方で、事業者・広告主等の立場からは、自社・自店舗の位置だけでなく、イメージや商品を発信し消費者（ユーザー）に認知してもらう非常に重要な「PRツール」でもあります。見え方や掲げ方で会社や店舗のイメージ、ひいては商品の売れ行きが左右されるという側面があり、より高い効果が求められています。

これらは一見すると両立しないように考えられがちですが、高い効果を得るためには好意的に受け止められることが不可欠になります。良い屋外広告物をつくることは良好な景観の創出にもつながります。

バランスの取れた広告景観づくり



目立つことは大切ですが 関心を引き、好感を得ることが重要です

地域の特性を大切にした魅力的な広告物は、人々に関心を持たせ、心が動き、購買や利用にもつながります。

地域に人が集うことにより、地域は活性化します。そして企業やお店の利益につながります。

地域の人々の生活に配慮し、地域に受け入れられることは事業発展のためにも大切なことです。地域の特性に調和した、広告を考えましょう。



(3) ガイドラインで対象となる屋外広告物について

- ・吹田市屋外広告物条例に定めた屋外広告物のほか、以下に示す屋外広告物に類する表示物や、規模の小さな広告物も含めた「すべての屋外広告物」を、本ガイドラインの対象とします。
- ・また、吹田市屋外広告物条例の対象ではありませんが、窓ガラスの内側に設置された広告物も市内で多く見られるようになってきており、景観に与える影響が大きいことから、屋外広告物と同様に本ガイドラインの対象とします。

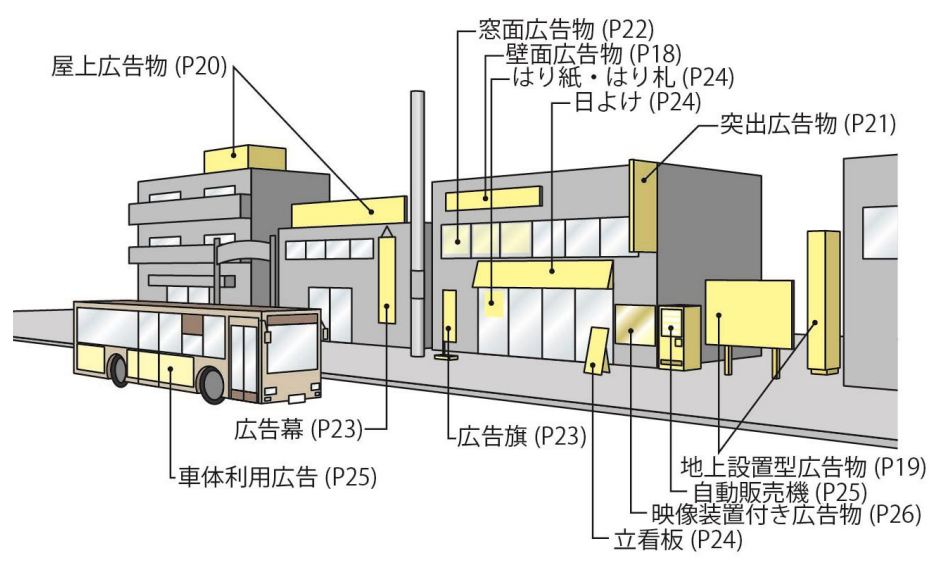
本ガイドラインで対象となる広告物

規模の小さい広告物も含めた「すべての広告物」 / 窓ガラスの内側に設置された広告物

吹田市屋外広告物条例に規定される屋外広告物

屋上広告物 / 地上設置型広告物 / 壁面広告物 / 突出広告物
電柱及びこれに類するものを利用する広告物 /
電車またはバス等の車両を利用する広告物 /
アドバルーン / 広告幕 / 簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板等）

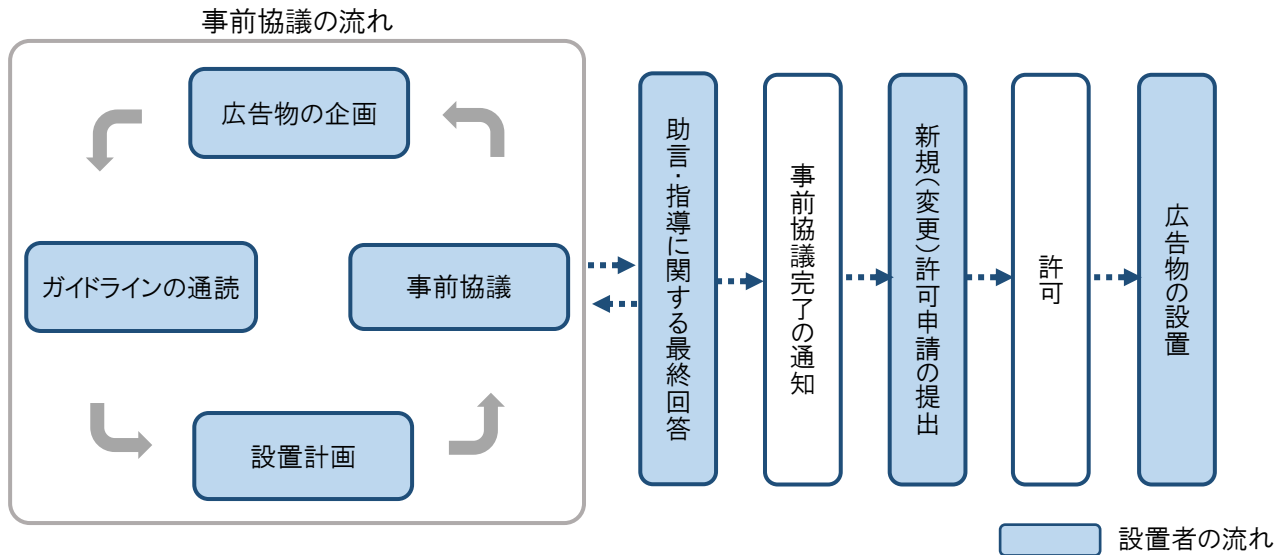
■対象例



(4) ガイドラインの使い方

吹田市屋外広告物条例の許可申請まえに

屋外広告物を表示・設置する場合は、吹田市屋外広告物条例により、あらかじめ許可申請が必要です（適用除外あり）。



事前協議では、ガイドラインを基に、より良い景観づくりを目指して広告物のあり方について協議を行います。そのため、設置計画の段階でこのガイドラインを「手引書」あるいは「参考書」として一読していただき、企画の段階から、よりわかりやすく素敵な広告景観を目指しましょう。

▶全体のフローについて

参考資料 P.40 (1) 屋外広告物許可申請の手続き等

ガイドラインの活用場面

広告物を設置したい時

屋外広告物を品格あるものとするには、背景となる景観との調和が不可欠となります。このガイドラインは、特徴ある地域の景観について解説していますので、広告物の設置を考える際に本書を読み、計画に反映してください。また、「吹田市景観まちづくり計画」においても、地域の特性について示していますので、確認してください。

景観のルールをつくりたい場合

地域の景観を守るために何らかのルールが必要だと考えている場合は、類似している地区を選び、景観についてのルールづくりに活用してください。

景観について学びたい場合

屋外広告物のあり方を含む景観についての勉強会・研修会などを開催する際、本ガイドラインを参考書としてお使いください。